

国民年金・厚生年金保険診断書（精神の診断用）の作成医について

標記について、社会保険庁運営部年金保険課長より平成21年10月22日付けで以下の通達が出ましたのでお知らせいたします。これにより、リハビリテーション科は、てんかん、知的障害、発達障害、認知症、高次脳機能障害等の年金診断書の作成が可能になりますので、関係者への周知をお願いいたします。

庁文発第1022001号
平成21年10月22日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長
(公印省略)

国民年金・厚生年金保険診断書（精神の障害用）の作成医について

国民年金・厚生年金保険診断書様式第120号の4（精神の障害用）は、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師が作成できることとしているところであるが、別紙のとおり、てんかん、知的障害、発達障害、認知症及び高次脳機能障害等診療科が多岐に分かれている疾患について、小児科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科、老年科等を専門とする医師が主治医となっている場合、これらの科の医師であっても、精神・神経障害の診断又は治療に従事している医師であれば作成できることとしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

<p>ウ 日常生活状況</p> <p>1 家庭及び社会生活についての具体的な状況</p> <p>(ア) 現在の生活環境 (該当するもの一つを○で囲んでください。)</p> <p>入院・入所(施設名)・住宅・その他 ()</p> <p>同居者の有無 (有・無)</p> <p>(イ) 全般的状況 (家族及び家族以外の者との対人関係についても具体的に記入してください。)</p> <p>2 日常生活能力の判定 (該当するもの一つを○で囲んでください。)</p> <p>(注) ・援助とは、助言、指導をいい、身体介助を含まない。 ・本人の一人暮らしを想定して記入してください。</p> <p>(1) 適切な食事摂取 a 自発的にできる b 自発的にできるが援助が必要 c 自発的にはできないが援助があればできる d できない</p> <p>(2) 身の清潔保持 a 自発的にできる b 自発的にできるが援助が必要 c 自発的にはできないが援助があればできる d できない</p> <p>(3) 金銭管理と買物 a 適切にできる b 概ねできるが援助が必要 c 自発的にはできないが援助があればできる d できない</p> <p>(4) 通院と服薬 (要・不要) a 適切にできる b 概ねできるが援助が必要 c 自発的にはできないが援助があればできる d できない</p> <p>(5) 他人との意志伝達及び対人関係 a 適切にできる b 概ねできるが援助が必要 c 自発的にはできないが援助があればできる d できない</p> <p>(6) 身の安全保持及び危機対応 a 適切にできる b 概ねできるが援助が必要 c 自発的にはできないが援助があればできる d できない</p> <p>(7) その他</p>	<p>3 日常生活能力の程度 (該当するものを選んでどれか一つを○で囲んでください。)</p> <p>(1) 精神障害 (病的体験・残遺症状・痴呆・精神遅滞・性格変化等をいう。)を認めるが、社会生活は普通にできる。</p> <p>(2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活上困難がある。</p> <p>(3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。</p> <p>(4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。</p> <p>(5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の介護が必要である。</p> <p>エ 社会復帰施設、グループホーム、作業所等の利用状況、期間等</p> <p>オ 在宅支援 (訪問看護等) の利用状況</p> <p>カ 身体所見 (神経学的所見を含む。)</p> <p>キ 臨床検査 (心電図 (知能障害の場合には、知能指数又は精神年齢) を含む。)</p>
<p>⑪ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください。)</p>	
<p>⑫ 予 後 (必ず記入してください。)</p>	
<p>⑬ 備 考</p>	

上記のとおり、診断します。

平成 年 月 日

(精神保健指定医 号)

病院又は診療所の名称
所在地

診療担当科名
医師氏名

印

記入上の注意

1 この診断書は、傷病の性質上、原則、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師に記入していただくことになっています。ただし、てんかん、知的障害、発達障害、認知症、高次脳機能障害など診療科が多岐に分かれている疾患について、小児科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科、老年科などを専門とする医師が主治医となっている場合、これらの科の医師であっても、精神・神経障害の診断又は治療に従事している医師であれば記入可能です。

2 この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の障害給付を受けようとする人が、その裁定請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日(その期間内に治ったときは、その日)において、国民年金法施行令別表、厚生年金保険法施行令別表又は船員保険法施行令別表(以下「施行令別表」という。)に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。

また、この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。

3 ③の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日を記入してください。前に他の医師が診察している場合は、本人の申立てによって記入してください。

4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。

(1) 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要がありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。

(2) 知能障害の場合は、知能指数(又は精神年齢)を⑫の欄の「キ 臨床検査」欄に記入してください。